

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3378号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 吉川浩民：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

棚田と里山が美しい小砂地区の秋の風景（栃木県那珂川町）（那珂川町提供）

同連合は2005年に7町村で始まった。食品大手「カルビー」会長だった松尾雅彦さん（故人）と、当時の北海道美瑛町長、浜田哲さんが意気投合した。「フランスの最も美しい村」協会に触発された。

地域おこしに「横展開」という言葉がよく使われる。他地域の成功は確かに参考になるが結局、決め手はオンリーワンの自然や文化、そして人である。「コンパクトな町村の方が地域資源を生かしやすいはずです」と二宮さん。「美しい村」のブランド形成力に改めて注目したい。

小砂地区は「日本で最も美しい村」連合（NPO法人）に、2013年から加盟している。現在、57の町村と地域が名を連ねる。小砂は地区の協議会が参加しており、藤田さんは会長を務める。

小砂で藤田さんは「地元の人気がつけない良いところがまだたくさんあります」と地域への思いを語っていた。

里山を縫い、稲穂が広がる。懐かしく心安まる。惹かれた若者たちが山林の木を素材に創作活動を行うなど、芸術交流も盛んだ。

小砂で藤田さんは「数」を追い求めてはいない。参加要件は人口がおおむね1万人以下で、生活と関連した景観や文化など2つ以上の地域資源を持つこと。さらに、それを住民が生かし、守る活動をしていることだ。5年に1度、学識者が状況を審査する。自主退会していく自治体もある。

栃木県東部・那珂川町の小砂地区。山間にある500人超の住民が暮らす地域には、日本の原風景を切り取ったような光景が広がる。秋晴れの日、地元の陶芸家、藤田真一さん（72）らに案内していただいた。江戸後期から続く工芸「小砂焼」の黒元の一人だ。

決して、参加町村の「数」を追い求めてはいない。参加要件は人口がおおむね1万人以下で、生活と関連した景観や文化など2つ以上の地域資源を持つこと。さらに、それを住民が生かし、守る活動をしていることだ。5年に1度、学識者が状況を審査する。自主退会していく自治体もある。

コラム

カルビーが結んだ「美しい村」

ジャーナリスト 人羅格

もくじ

随情 政 政治

想報 策 策動

井上副会長が「第3回クビアカツヤカミキリ対策本部」に出席……
ふるさと住民登録制度の創設に向けた取組について……
総務省自治行政局ふるさと住民登録制度推進室……
中山間支援、拡大へ事業要求Ⅱ「地域計画」改善支援もⅡ……
まちづくりの魅力発信！……
生まぐろ・温泉・世界遺産のまち、那智勝浦から……
和歌山県那智勝浦町長 堀 順一郎……
(12) (11)(8) (3) (2)

写真キャプション

小砂地区がある那珂川町は2005年、那須郡の馬頭町と小川町が合併してできた。町名の通り、那珂川の清流が町域を流れる。「馬頭広重美術館」は建築家、隈研吾氏が設計、このほど大規模改修を終えた。馬頭商店街はレトロな町並みが楽しめる。「小砂焼」は陶芸体験ができる施設もある。

井上副会長が 「第3回クビアカツヤカミキリ 対策本部」に出席

令和8年10月15日、井上健次副会長（埼玉県毛呂山町長）は第3回クビアカツヤカミキリ対策本部に出席した。

今回は、第2回対策本部（9月11日開催）で決定した、クビアカツヤカミキリ防除戦略決定後の進捗状況の報告及び、同戦略に沿った対策を推進するための申し合わせが行われた。

地方三団体からは、井上副会長のほか全国知事会から岡本栄治栃木県環境森林部長、全国市長会から阿古和彦奈良県葛城市長が出席した。

笹川博義環境大臣及び藤木直也農林水産副大臣の挨拶の後、環境省と農林水産省よりクビアカツヤカミキリ対策の進捗状況の報告があった。報告を受けて、地方三団体が意見を述べた。

井上副会長は、①これから農閑期に入ることから、ネットによる被害について国から各県に指導すること、②観光地における被害額の想定を数字で示すこと、③クビアカツヤカミキリの車

両移動について、流通関係者等へ注意喚起を求めること、④ソメイヨシノの被害について、学校における対策を推進すること―等を求めた。

続いて、クビアカツヤカミキリ防除戦略に沿った取組をさらに進めるために、対策本部においての申し合わせ事項の確認が行われた。

その後、井上副会長は、今後のクビアカツヤカミキリ対策全般に対する意見として、都道府県が中心となって県全体で統一した方針のもとに取り組むことが重要であると述べ、国から47都道府県に対し、県単位でまとめた対応を進めるよう働きかけることを求めた。

最後に、笹川環境大臣から、「関係省庁が連携し、都道府県や市町村と一体となってクビアカツヤカミキリ対策を進める」と発言があり、閉会した。



▲井上副会長



▲笹川環境大臣



▲藤木農林水産副大臣

政 策

ふるさと住民登録制度の創設に向けた取組について

総務省自治行政局 ふるさと住民登録制度推進室

1 はじめに

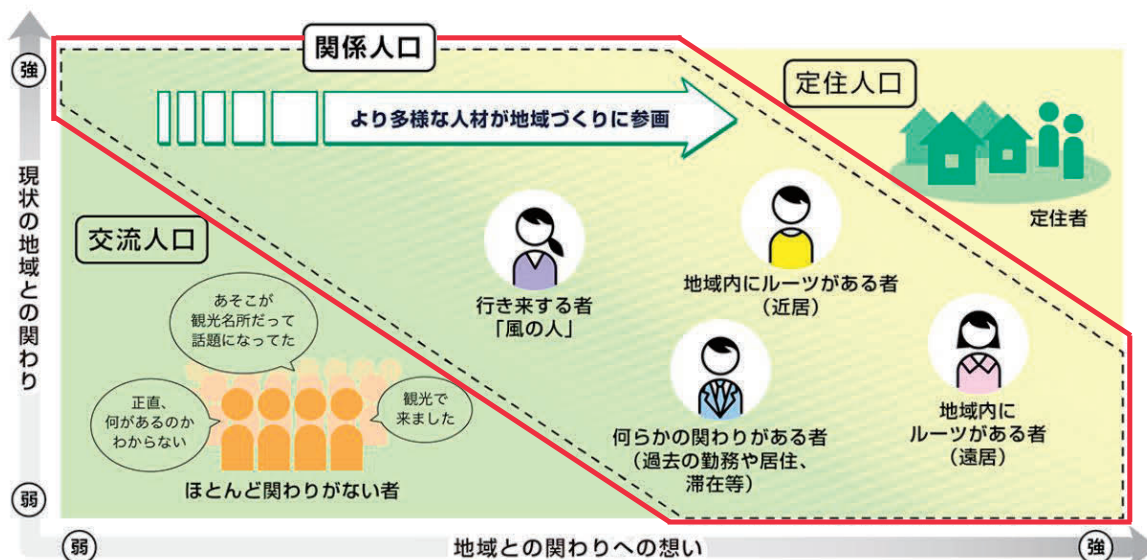
我が国では、人口減少と少子高齢化の進行により、多くの地域で担い手不足が深刻化している。従前の地方創生施策においては、移住・定住の促進や交流人口の拡大にとり組んできたが、近年では、これらの取組に加えて、「関係人口」の重要性が広く認識されるようになった。関係人口とは、定住人口でも、交流人口でもない立場で、住所地とは異なる特定の地域や地域の人々と多様に関わる人々を指す。

『ふるさと住民登録制度』は、この関係人口の規模や地域との関係性を国が開発するシステムを用いて可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる全国的な仕組みである。本制度は、地方創生2・0基本構想や地域未来戦略等の閣議決定にも位置付けられており、国として今後10年間で実人数1,000万人、延べ1億人規模の関係人口の創出・拡大をめざす上での中心的な施策の1つとなるものである。

関係人口の量的拡大と質的向上は、地域にとって担い手の確保や地域経済の活性化につながるだけでなく、都市住民にとっても自己実現やウェルビーイングの向上に

ふるさと住民登録制度が目指す関係人口の量的拡大・質的向上の意義

- 「関係人口」は、実際にその地域に住む「定住人口」と観光などで一時的に訪れる「交流人口」の間にある地域との関わり方。
- 関係人口の量的拡大・質的向上は、人口減少が進む中において、地方における各地域の担い手確保や活力の維持・向上、地域経済の活性化等につながるもの。
- 都市にはない魅力を持つ地方において、継続的な地域づくりへの参加や二地域居住など様々な形で身を置くことは、都市住民にとっても新たな自己実現など幸福度の向上に寄与するとともに、地域住民にとっても新たな気付きなどの良き機会を提供。



ふるさと住民登録制度のシステム構築

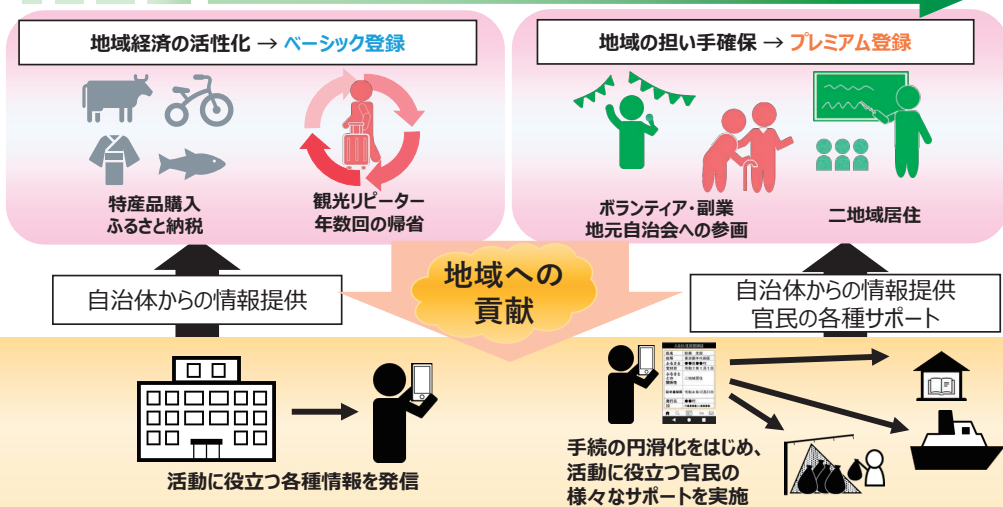
- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組み。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。

目指す姿のイメージ

- ・ ふるさとに思いを馳せる方
- ・ 地域の力になりたい方
- ・ 災害ボランティア
- ・ 二地域に居住する方 など



関わりを深化



つながる。また、地域住民にとっても多様な人々との新たなつながりが生まれ、都市と地方が相互に支え合う新たな共生関係の構築が期待される。

とりわけ多くの町村部においては、祭事や伝統行事、環境保全活動、農林水産業を支える活動など、多様な地域活動の担い手不足が深刻化している。本制度は、地域外の人材を継続的な担い手として迎え入れ、地域住民とともに地域を支える新たな担い手の確保につながるものであり、町村において特に大きな意義を有するものであると考えている。

現在、今年度中の制度の開始に向けて、国のシステム開発等に並行して、全国の自治体において準備を進めていただいているところ、本稿では、本年10月末から自治体による制度参加（システム利用）の申請受付を開始する予定であることを踏まえ、改めて制度参加に向けた取組のポイントを説明する。

2 制度概要と自治体の制度参加意向

本制度では、国が整備する全国共通のシステム・アプリを活用し、住所以外の地域と継続的な関わりを持つ方を「ふるさと住民」として登

録する。登録区分は「ベーシック登録」と「プレミアム登録」の2段階で構成される。

ベーシック登録は特段の要件を設けず、誰でもアプリ上で簡単に登録ができる仕組みである。登録者に自治体から地域情報、ニュース、イベント等の情報発信が行われる。一方、プレミアム登録は年3回以上の自治体が指定する担い手活動への参加を必須要件とし、地域で継続的に担い手活動を行う住民に準ずる者として認められるものが登録できる。プレミアム登録者に対しては、担い手活動への参加や地域での生活を支援するために、移動・宿泊等への支援、公共施設の住民並み利用、災害時の避難受入など、地域ごとの創意工夫により官民でさまざまなサポート施策を提供していくこととなる。

本制度は、単に登録者数を増やすことを目的とするのではなく、関係人口の活動実績や地域との関係性を可視化し、各自治体においてより効果的に関係人口の裾野の拡大や関係の深化にとり組むことを可能とするものである。

総務省が本年6月から7月にかけて実施したアンケート（全国1,788団体を対象）では、約74%の団体が制度参加に前向きな意向を示し

政 策

ている。自治体が想定する制度参加により期待される効果としては、関係人口が来訪することによる地域経済の活性化、地域の担い手不足の解消を含めた地域課題の解決、関係深化による移住者の増加、情報発信によるシティブロモーションなどが挙げられている。



3 制度参加しやすい環境の整備

他方、制度参加に慎重な団体からは、制度を活用するための事務負担や財政負担等に関する懸念が挙げられた。こうした懸念については、特に限られた人員や財源の中で行政運営を行う町村にとって重要な点と考えており、総務省としても制度やシステムの設計の中で丁寧に対応を進めているところである。

まず、事務負担への懸念への対応である。制度の運用に係る自治体職員の仕事負担をできる限り低減できるように、自治体職員が直感的に操作できる画面構成とし、登録者管理、情報発信、プレミアム登録の承認や更新などを簡便な操作や自動対応で効率的に行えるようシステム開発を進めている。また、担い手活動の実績については、活動会場に設置した二次元コードを参加者が読み取ることにより記録できる仕組みを導入

する予定であり、職員による個別確認作業の軽減を図ることとして

さらに、情報発信や担い手活動の企画・運営、関係人口からの相談対応などを担う「ふるさと住民コーディネーター」を配置することで、さらなる自治体職員の事務負担の軽減が可能となっている。

次に、財政負担への懸念への対応である。自治体が本制度に参加し、システムを利用する際にかかるシステム利用料については、令和9年度までに制度へ参加する自治体について、一定期間負担を求めないこととしている。また、前述の「ふるさと住民コーディネーター」の配置経費のほか、ベーシック登録の促進等のための情報発信、地域との交流イベントの開催、関係団体と連携した担い手活動の受入環境の整備など制度推進に要する経費について特別交付税措置を創設している。そして、既存アプリ等と本制度のシステムの連携のための改修経費についてはデジタル活用推進事業債の活用も可能としている。

なお、プレミアム登録者向けのサポート施策については、必ずしも多額の予算措置を必要とするものではない。後述のモデル事業における検討事例を見ても、例えば、公共施設

の住民並み利用、生活情報の提供、災害時の避難受入れ、地域イベントへの参加機会の提供など、既存施策や既存施設等を活用しながら実施できるサポートも数多く存在する。重要なのは、地域に貢献しようとする関係人口を歓迎し、その活動を後押しする姿勢を示すことであり、自治体の実情に応じて柔軟に設計を行うことが可能である。

また、制度参加に慎重な団体からは「地域の担い手確保や活性化だけでは自治体としてのメリットが見えない」や「既に実施している独自の取組があり、必要性を感じない」といった意見も挙げられた。本制度の目的・意義は本稿の冒頭で述べたところであるが、それに加えて、本制度は各自治体の独自・既存の取組等を緩やかに包含できる柔軟かつ間口の広い仕組みをめざしている。既存の関係人口施策の間口の拡大をはじめ、移住施策、二地域居住、観光振興、ふるさと納税等自治体のさまざまな施策と相乗効果を発揮できるとともに、全国共通基盤として制度が普及することにより、交通事業者等の民間事業者との連携も進展し、単独の自治体では実現が難しい関係人口施策の展開も期待される。



4 モデル事業の状況

総務省では、システム開発と並行して、アプリの利便性向上に向けた実証を実施するとともに、全国の自治体が取組を進める際の参考となる効果的な事例を創出するため、モデル事業を実施している。モデル団体（7道県・21市町村）では、年度前半に本制度を活用した取組内容の検討を進めるとともに、10月中旬から12月中旬にかけて、試用版のシステム・アプリを用いた実証を行う予定である。

また、モデル団体の検討状況については、全国の自治体の参考となるよう、全国説明会や特設サイト等を通じて随時情報提供を行っている。これまでに、7月17日付けで第1回のとりまとめを公表し、9月30日に開催した全国説明会では最新の状況を共有した。今後は、10月中旬を目途に第2回のとりまとめを予定している。これらのとりまとめ等では、情報発信、担い手活動、サポート施策、実施体制といった、本制度を活用する上で自治体共通の検討事項について、モデル団体の取組から得られた知見や導入に当たっての主なポイントを、実際の検討事例と併せて紹

制度参加に向けた課題への対応策等について

事務負担

- 制度の運用に係る自治体職員の事務負担をできる限り低減できるよう、情報発信、プレミアム登録の承認・更新等について簡便な操作や自動対応が可能となるようシステムを構築。
- 加えて、各自治体において、情報発信、担い手活動の企画・運営、サポート施策の受付・支払等を行うふるさと住民コーディネーターを配置することでさらに自治体職員の事務負担の軽減が可能。

財政負担

- システム利用料について、令和9年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めない。
- ふるさと住民コーディネーターの設置に要する経費等制度の推進に要する経費について特別交付税措置を創設。
- ふるさと住民登録システムと連携するための既存アプリ等の改修経費について、デジタル活用推進事業債を活用可能。
- 各自治体において、サポート施策について、予算制約や費用対効果、住民とのバランス等の観点から、新たな財政負担が生じるものに限らず、既存施策・施設等の活用なども検討。

メリット・必要性

- 関係人口の量的拡大・質的向上は、地方における地域の担い手確保、地域の活力の維持・向上、地域経済の活性化等に寄与するとともに、都市住民の自己実現などウェルビーイングにも寄与。
- 制度参加することで既に取り組んでいる団体においても関係人口の裾野拡大に向けた間口が広がることが期待。
- 各自治体の独自・既存の取組（情報発信、移住施策、担い手確保策など）との相乗効果も期待。

令和8年10月末から令和9年1月末まで、総務省において自治体からのシステム利用申請を受け付ける予定である。申請を行った自治体には、令和9年2月下旬を目途にシステムに係る管理者アカウントや運用マニュアル等が提供される。その後、3月上旬から自治体による事前運用



介している。また、既存の関係人口施策との相乗効果が期待される取組や、民間事業者との連携事例についても整理するとともに、担い手活動の指定に関する考え方の整理やQ&A集も掲載している。「具体的にどのような情報発信をすればよいのか」「どのようなものが担い手活動として指定できるのか」「サポート施策は予算等の制約も踏まえてどのようなものを検討すればよいのか」「他の業務もある中でどのような体制で制度を運用していけばよいのか」など、自治体の担当者が本制度の活用に向けた検討を進めていく中で生じる疑問や課題等に対して、実践的かつ具体的な情報を得られる内容となっているため、ぜひ詳細をご確認いただき、積極的に検討材料として活用いただきたい。

が開始され、自治体紹介ページの作成、情報発信コンテンツの準備、担い手活動情報の登録などを進めることとなる。国民向けのアプリの正式リリースと制度開始は3月中を予定している。

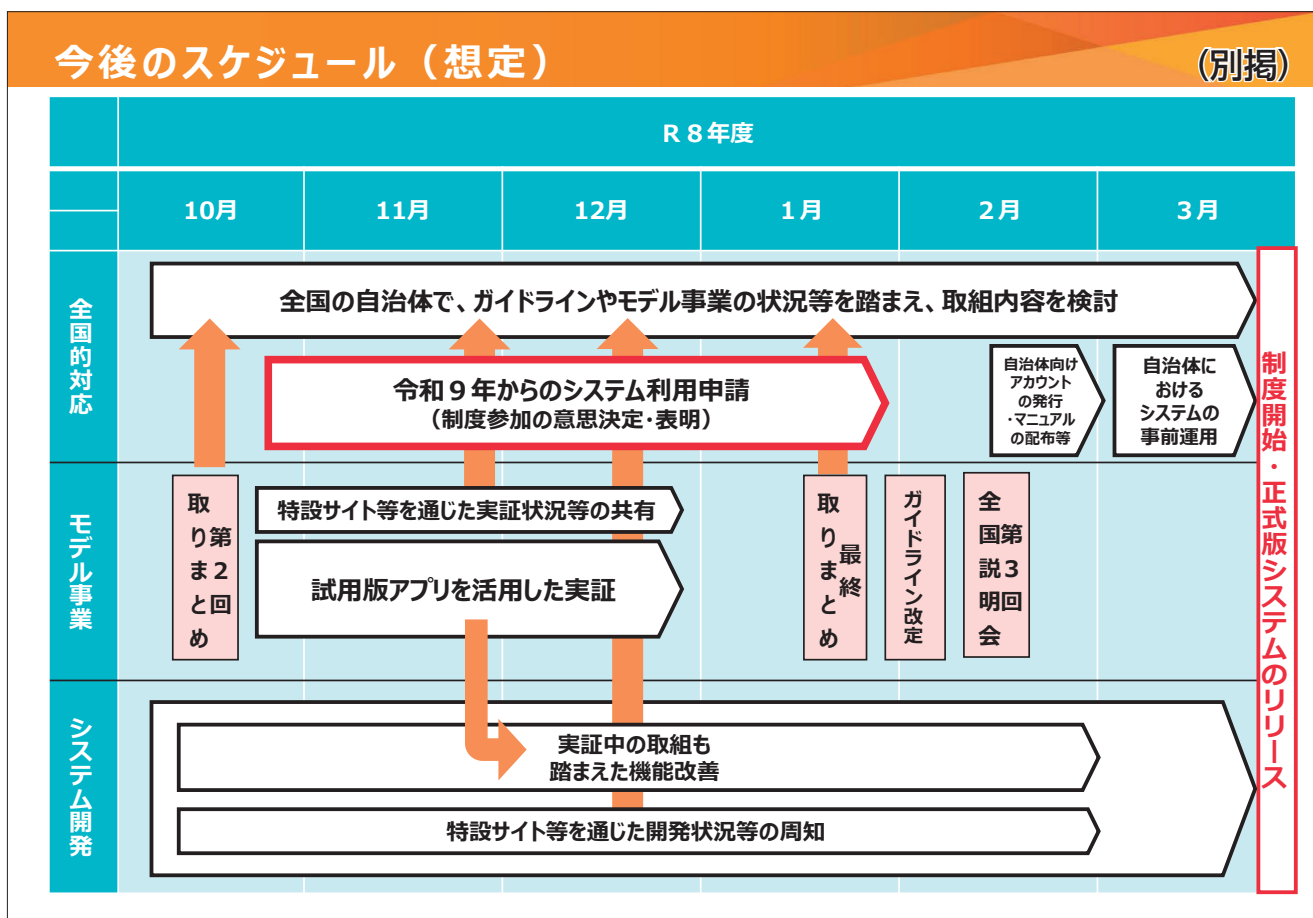
各自治体においては、利用申請の開始を踏まえ、今後制度参加について団体内での意思決定を進めていただくこととなる。『ふるさと住民登録制度』は、人口減少時代における地方創生の新たな基盤となる可能性を持つものである。新たな制度であるからこそ、その趣旨や意義について首長をはじめとする自治体幹部の皆さまにご理解いただき、地域の実情に応じた活用を検討いただくことが重要である。町村長の皆さまには、地域の将来像を見据え、リーダーシップを発揮していただき、本制度を積極的に活用しながら、住民と関係人口がともに地域を支える新たな地域づくりにとり組んでいただければ幸いである。

【お問い合わせ先】
総務省自治行政局
ふるさと住民登録制度推進室
TEL：03-5253-5585
MAIL：furusato-toroku@soumu.go.jp

政 策

今後のスケジュール（想定）

（別掲）



ご活用ください！町村専用 Web サイト「町村 .com」

<https://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用 Web サイト「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供し、町村関係者にとって役立つ Web サイトとなることをめざし、これからも充実を図ってまいります。ご感想・ご意見は、下記のメールアドレスにお寄せください。



「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用 Web サイトです。ログイン時のユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ（平成18年9月27日付）しております。お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

詳しくは Web へ



お問い合わせはこちら



政策解説

中山間支援、拡大へ事項要求 ＝「地域計画」改善支援も＝ —2027年度 農林水産省予算概算要求—

中山間地域支援を拡充

25年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農水省は27年度から水田政策を抜本的に見直す。このうち、急斜面での農業を支援する「中山間地域等直接支払」については、対象農地をより傾斜が緩やかな農地に広げる。また、国が2分の1、都道府県が4分の1、

市町村が4分の1となっている交付金の負担割合について、地方負担を軽減する方向で調整している。詳細は今後詰める。

条件不利農地以外の地域で、農地の草刈りや水路の維持管理などに共同で取り組む農家を支援する「多面的機能支払」も、先進技術を活用して作業を省力化する取組への支援強化に加えて、中山間地域等直接支払と同時に申請できるようにすること

農林水産省の2027年度予算概算要求は、一般会計総額で26年度当初予算比36・7%増の3兆1377億円となった。補正予算に計上していた事業を当初予算に計上する政府方針に合わせ、所要額をすべて要求したため大幅増。中山間地向け補助金の拡充に必要な予算を事項要求としており、詳細は予算編成過程で固める。

総額の内訳は、公共事業費が28・1%増の9003億円で、うち農地の集約や大区画化にかかる農業農村整備事業に4375億円、林野公共事業は2469億円とした。

要求の上限がない「強く豊かな日本」投資枠には4272億円を計上した。政府が7月に閣議決定した「日本成長戦略」で示された戦略17分野に含まれている「フードテック」も502億円を投資枠に盛り込んだ。植物工場や陸上養殖などのうち、国内外での市場獲得が有望な分野で、優良技術の事業化に取り組むスタートアップの支援を強化する。

農水省が24年度から取り組む「農業構造転換集中対策」も、投資枠として2904億円を計上。①農地の集約・大区画化②倉庫や集荷施設など、JAや複数の農家が共同で使う施設の再編③スマート農業④輸出拡大の4本の柱に重点を置き、事項要求も行った。

「水活」は収量払いに

で、農家や自治体の負担を軽減する。環境に配慮した低農薬・有機農業などを支援する直接支払制度も27年度から刷新する。この支援では、環境に配慮して肥料や農薬を抑えながら土づくりを行ったり、農業での温室効果ガス削減、プラスチックごみ減量などに取り組んだりする農家に対して、通常の肥料や農薬を使用する「慣行農業」と比べて増えるコストを支援してきた。

来年度からは、有機農業などを行った際の収穫量減少や品質低下も支える。一方、支援対象は「みどりの食料システム法」に基づく認定を受けた農業者となり、同一農地への取組の支援は5年までとする。

水田を大豆や麦に転作したり、主食用米以外の加工用米や米粉、食品以外の用途にも用いる新市場開拓米を生産したりする農家を支援する「水田活用の直接支払交付金（水活）」は新制度となる。

従来、水活は水田の作付面積に応じた補助金を支給していた。この制度では作付けが補助金支給の条件であるため、収量を伸ばすメリットが農家側になく、生産性が上がりにくいことや、作付け後の管理が不十分

政 策

なケースがあると指摘されてきた。コメ以外の作物に転作した場合でも、水田としての機能を保つためとして、5年に1度水を張り、稲作を行う「5年水張りルール」も、農家の負担になっていた。

来年度からは、主食用米以外のコメや畑作の作物単位で、収穫量に応じて補助金を支払う仕組みとし、生産性向上を後押しする。5年水張りルールは撤廃する。具体的な収量あたりの交付金の単価は今後、検討を進める。新たな水田政策には、25年度と同額の3565億円に加え、今後の予算編成過程で上積みをめざす。

農地の「信託」解禁検討も

農地政策関係では、地域の農地利用の将来像を示す「地域計画」に沿った農地集約や担い手確保対策に1290億円を計上した。地域計画は25年度までにすべての市町村が作成しており、今後は地域で将来農地をどう利用するか議論を続け、必要に応じて地域計画を見直すことが求められる。国も市町村や農業委員会、農協、農家といった地域の関係者の話し合いを後押しする。

全国の地域計画をまとめると、10年後の農地の受け手が決まっておら

ず、農地として利用される見通しが立っていない農地は32%に達する。地域住民や行政が協力して、農地の集約や担い手の確保に取り組む必要がある。

人口減少や高齢化による離農で、所有者が分からなくなる農地や、所有者が農地のある自治体から離れた自治体に居住している「不在村農地」が増えているのも課題だ。農水省によると、不在村農地は2016年に45・8万ha、24年には56・6万haと増加傾向にある。こうした農地では、市町村が所有者に連絡を取るのが難しかったり、所有者の農地の管理への意識や関心が低かったりする。地域全体の日々の農業に支障が出るだけでなく、集約や大規模化に必要な所有者の意向確認の妨げにもなる。

特に相続に伴って不在村農地となり、所有者への意向確認が難しくなるケースが多いことを踏まえ、農水省は生前から所有者が円滑に権利を移す準備を進めやすくなる仕組みを整えたい考えた。具体策として、病気などに備えて所有者が生前から財産の管理を家族に任せる「民事信託」の解禁を検討している。

所有者が早めに関地相続を見据えて準備ができるようになり、相続する家族が農地の状況を理解したり、市町村と家族が連絡を取りやすく

なったりする効果が見込まれる。農水省は、民事信託を認めるため農地法改正を検討しているほか、27年度税制改正要望の事項要望として、農地の相続や贈与、民事信託に伴う税制優遇を要望した。

害虫・鳥獣害に手厚く

農村振興では、農村の人口減少や高齢化対策に充てる農山漁村振興交付金に100億円を要求した。また、シカやイノシシ、クマの被害対策を行う鳥獣被害総合対策交付金は199億円とし、直近の当初予算と補正予算の合計額を上回る規模となった。特に農作物や人身被害が相次いでいるシカやクマ対策に重点を置き、センサーやカメラでの監視や強固な柵の設置、わなでの捕獲などを進める。特に植林したばかりの造林地がシカの被害を受けるケースが相次いでいることから、捕獲や防護に特に力を入れる。

果樹やサクラの内部を食べて枯らす「クビアカツヤカミキリ」を含む農林水産の安全確保には、25年度補正と26年度当初の合計額を25億円上回る57億円を要求した。また、鳥インフルエンザや豚熱、アフリカ豚熱への対策として、養鶏場や養豚場での防疫措置の強化に引き続き取り組む。

中長期的には「コメ余り」に

コメ政策を巡っては、25年産米が5千4000円を超える高値を付けた「令和の米騒動」が発生したため、農水省は政府備蓄米の放出や、コメが不足した場合に備え、民間の主食用米の備蓄制度の創設などに取組んできた。一方、長期的にはコメの需要は減っており、これに対応するため水活は事実上主食用米の生産調整に利用されてきた。コメの高騰でさらにパンや麺類といった小麦製品を食べる人が増え、消費量は減ったとの見方もある。

そこで農水省は27年度以降、コメの生産や流通の安定化に力を入れる。例えば、主食用米を収穫年だけでなく翌年以降に分けて長期的に販売したり、非主食用に販売したりする民間の取組に77億円の財政支援を行う。また、気候変動に備えた高温耐性品種の開発や、コメ離れを防ぐための消費者向けの情報発信や米粉の需要創出、コメや米加工品の海外輸出支援といったコメの安定生産対策には78億5600万円を計上した。

放出した政府備蓄米については、26年度は21万tの買い戻しと、米価高騰を受けて停止していた毎年の定期的な買い入れとして21万tを確保

政 策

する。農水省はいずれも27年産以降も行う方針で、現在32万tとなっている備蓄量を早期に100万tまで回復させる方針だ。



各分野の新規事業では農産物関係で「果樹・茶飛躍的拡大事業」を創設。30億9900万円を計上した。国内外でブドウやイチゴといった国産のフルーツのほか、海外での抹茶ブームに押されて果物や茶の輸出が増えている。こうした分野で需要創出と、生産量の大幅増加に取り組む企業や産地を対象に財政支援を行う。

「食文化産業中核拠点創出事業」では、地域の食材や食文化の魅力を発掘し、インバウンド(訪日客)などを想定した魅力発信の戦略づくりや情報発信を支援する。

林野関係では、国産材の利用拡大につなげるため、自治体と林業関係の事業者が連携して林業の生産性向上や木材の需要創出に取り組む際の財政支援を強化する。都道府県が林業・木材産業の活性化に向けた計画を策定し、それに基づく対策に林業事業者が取り組む場合、既存の補助事業に設ける「優先枠」で重点支援する。

国土の約7割を占める日本の森林は、樹齢50年超の「切り時」を迎えた人工林が多いが、森林管理や伐採、木材加工、販売の各段階で担い手確保や所得向上が課題となっている。林野庁はこれらの課題解決に向け、国産材の利用拡大で事業者の経営安定化を図る。

林業の効率化や作業負担の軽減につながる「スマート林業」では、高性能林業機械に加えて、AI(人工知能)を搭載したロボットなどが実際の作業を行う「フィジカルAI」などを活用した技術の開発・実証を支援する。

近年、森林をレジャーや心身のリフレッシュの場として活用する企業や個人が増えている。林野庁はこうした利用方法で森林に経済的・社会的価値を生む取組を「森業」と位置づけており、森業に取り組む林業経営者や民間団体への財政面、人材面で支援する。

漁業関係では、水産物のサプライチェーン強靱化に取り組む。気候変動によって、水産物が取れる海域や量が大きく変動するケースが近年目立っており、こうした変化に対応できる加工・流通の体制構築に向けて、水産加工業の集約に取り組む事業に80億円を計上した。

(時事通信社内政部・戸高浩太郎)

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から **44%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
 - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507 (2023.8.1作成)]

まちむらの魅力発信！

Vol.12

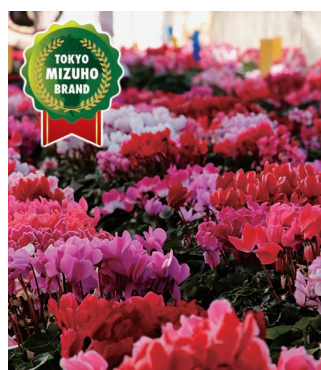


全国926町村には、それぞれにその場所ならではの輝く資源があります。
そのまち、そのむらが、今発信したい魅力を紹介していきます。



通称「シクラメン街道」と呼ばれる岩蔵街道沿いには生産直売を行う温室が建ち並び、10月下旬から12月下旬のシーズンには関東近郊から多くの人が訪れます。「数千鉢の中から好きな1鉢が選べます。販売直前まで最適な環境を保っているで、花もちがよいことも特徴です」とシクラメン農家、中垣園芸の中垣浩光さん。大きくて華やかな鉢のほか、シクラメンの原種に近い、香りシクラメン「みず穂の香」も販売。「ぜひ一度来てみてください。見ているだけでも楽しいですよ」と語ってくれました。

東京都心から西へ約40km、狭山丘陵の西側に位置する瑞穂町は自然豊かな町です。昭和50年代から多くの温室が建てられ、そのうちの1軒の農家がシクラメン栽培を始めたことをきっかけに、東京都で第1位の生産量を誇るまでになりました。



「みずほ育ちのシクラメン」は「東京みずほブランド」に認定。

特産品

生産農家の温室に
色とりどりの鉢が並ぶ

東京都
みずほ
瑞穂町の
シクラメン



水無瀬神宮の御神水



(右上) ウィスキー100年フェスティバル
(下) 水無瀬神宮

京都府との境に接する島本町は交通の要衝として栄え、都市部にありながら自然豊かな町です。水無瀬川の伏流水を水源とする地下水は美味しいと評判で、サントリー山崎蒸溜所があることでも知られています。2023年から開催されているウィスキー100年フェスティバル、島本も人気です。

中でも、後鳥羽上皇の離宮跡に造営され、百人一首にまつわる取組でも知られる水無瀬神宮境内の湧水「離宮の水」は、大阪府内で唯一、環境庁（現・環境省）の名水百選に選ばれています。町では商工会などと連携し、離宮の水ブランド事業を開始。2026年現在、「離宮の水」を活用した特産品16品目（分類）が認定されています。町の担当者は、「離宮の水」を使用している特産品を探しながらまち歩きを楽しんでください」と話しています。

名水

名水のブランディングで
町に活気を呼び込む

大阪府
しまもと
島本町の
「離宮の水」

府中町は周囲を広島市に囲まれた珍しい形態の町。面積は広島県内で最も小さいのですが、人口はなんと5万人以上で、町村人口全国1位です。

広島市中心部には電車で5分、町内にはマツダ株式会社本社や中四国最大級のイオンモール広島府中があり、町外からも人が集まる暮らしやすい町です。「町の北東部には緑豊かな水分（みくまり）峡（きょ）森林公園があり、都市の利便性と自然が共存しています」と政策企画課の中田さん。そんな町の魅力を伝えるPRアニメが、府中町在住の漫画家・田中宏さんの原案・監修で作られています。町に暮らす家族をモデルに、町の生活をリアルに描き出します。2027年1月の町制施行90周年に向け、アニメに登場するような町民とともに、町への愛着や誇りを育むことをめざしています。



写真提供：マツダ（株）



PRアニメは2020年3月に第1弾、
2026年4月に第2弾を公開。

まちづくり

実在の家族がモデルの
PRアニメを制作

広島県
都市機能を備えた町
府中町

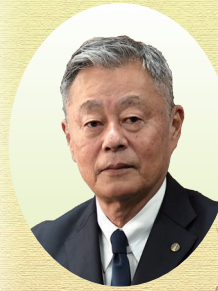
随 想

和歌山県の南東部に位置する那智勝浦町は、面積約183km²、人口約1万3千人で、その8割以上を豊かな森林が占めています。東は黒潮躍る熊野灘の太平洋に面し、西は古座川町や新宮市、北は険しい世界遺産の山々と接しています。昭和30年に勝浦町、那智町、宇久井村、色川村の2町2村が合併し、さらに昭和35年には下里町と太田村を編入して誕生した当町は、日本一の落差を誇る「那智の滝」を背景とする山岳信仰

食卓でいたただきながら育ちました。こうした海に寄り添う暮らしは、沿岸部に暮らす多くの住民の皆さまにとつての日常そのものであります。しかし、ひとたび自然が牙をむけば、その穏やかな海は大きな脅威へと変わります。南海トラフ巨大地震などのいつ起きてもおかしくない巨大地震や津波から住民の命を守るには、一刻も早く高台へと避難できる環境を整えるほかに道はありません。町長に就任して以来、私は防災インフ

と暮らしを守る防災拠点としての新庁舎整備に向けた方針の検討を進めるなど、ハード・ソフト両面から強靱なまちづくりに総力を挙げて取り組んでいます。自然の脅威に向き合う一方で、本町を語る上で欠かせないのが、脈々と受け継がれてきた「世界遺産」と「熊野信仰」の歴史です。平安時代以降、上皇や貴族から庶民に至るまで、「蟻の熊野詣」と称されるほど多くの人々が救いを求めてこの地に

忘れてならないのが本町の大きな宝である「生まぐろ」をはじめとする豊かな食と「温泉」です。日本一の水揚げ量を誇る生まぐろを心ゆくまで味わい、県内で最も多くの源泉を持つ温泉で旅の疲れを癒やす。勝浦湾に浮かぶ舟で渡る温泉宿など、どこに行っても豊かな湯が全国から訪れる観光客の心身を癒やし続けています。世界遺産の古道を歩き、生まぐろを味わい、心地よい温泉でくつろぐ。そんな当町ならではの贅沢な時間を、ぜひ多くの方々に体感していただければと願っております。



生まぐろ・温泉・世界遺産のまち、 那智勝浦から

和歌山県那智勝浦町長

堀 順一郎

の聖地としての世界遺産、日本一の水揚げ量を誇る「生まぐろ」をはじめとする豊かな海の幸、そして県内に最も多い源泉数を誇る「温泉」を背景に、古来より人々の営みを育んできました。まさに、那智勝浦町は「世界遺産と生まぐろと温泉のまち」であります。

私が生まれ育ったのは、町内の東部に位置する浦神地区です。子どもの頃は、目の前に広がる海で夢中になって遊び、豊かな海の幸を日々の

ラの整備や避難道の確保など、命を守る対策を最優先課題として取り組んでまいりました。私たちは「安心と安全のまちづくり」を掲げ、自然の脅威にしっかりと備えを進めることこそが、住民の皆さまの暮らしを守る基盤であると確信しています。

具体的には、沿岸部の避難困難地域における迅速な避難を可能にするため、避難タワーの建設を鋭意進めてまいりました。さらに、災害時における町の司令塔であり、住民の命

足を運びました。那智の滝をご神体とする熊野那智大社や青岸渡寺、そしてそこに至る熊野古道は、今も国内外から多くの旅人を引き寄せる神秘的空間です。さらに、毎年7月14日に行われる「那智の扇祭り」は、60キロもある巨大な大松明を担いだ白装束の男たちが那智の滝へと駆け下る、国の重要無形民俗文化財であり、地域住民の絆と誇りの象徴となっています。

こうした世界遺産の歴史に加え、

さらに近年では、明治期の開拓において、那智勝浦町出身者を団長とする開拓団が北海道美瑛町に入植したという深い歴史的縁から友好都市提携を結び、「那智・美瑛火祭」などを通じた文化や観光、人的交流の絆を一層深めています。遠く離れた土地でありながらも強い絆で心を通わせるこうした自治体間連携もまた、私たちの大きな誇りであります。先人たちが幾多の歴史の中で築き上げてこられた文化や伝統、そして世界に誇る豊かな自然と恵みを次の世代へと引き継ぎ、誰もが安心して暮らせる「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」をめざして、これからも全力で町政に取り組みでまいります。